

2014年9月30日

(匿名N氏)

頂いたご意見

日本原子力学会 倫理委員会事務局 殿

一点コメントします。

憲章改訂案の

2. (公衆優先原則・持続性原則)「会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用を積極的に推進する。」を2. (安全優先原則)「会員は、人と環境を護るため、安全をすべてに優先する。」と修正する。

理由:

原案だと、後段に云う「原子力および放射線の平和利用を積極的に推進する」ことが本旨で、前段の「公衆の安全をすべてに優先」が単なる条件となってしまう。これでは、福島の教訓が活かされない。

前後を反対にすると、「原子力および放射線の平和利用を積極的に推進するに当たっては、公衆の安全をすべてに優先させる。」となるが、「原子力および放射線の平和利用を積極的に推進する」は、当学会の精神であるから、言わずもがなである。

改訂案の云う「持続性原則」が「原子力および放射線の平和利用を積極的に推進することにより、社会の持続可能性を追求する」と云う意味であるなら、憲章改訂案1. の(行動原理)にそのようなことが書いてあり、重複でもある。

(持続性原則)を削除すると、2. の見出しは(公衆優先原則)となるが、安全の確保で護られるのは「公衆」だけではなく、「(公衆を含む全ての)人と環境」であるから、見出しを(安全優先原則)とし、憲章を「人と環境を護るため、安全をすべてに優先する。」とすべき。

頂いたご意見に対する委員会の見解

ご意見ありがとうございます。

いただいたご意見では、前段が条件となってしまう後段が本旨となり、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓が活かされないとのことでしたが、具体的にどのような技術をもって、第一条で謳った行動原理を実行していくのかについては、憲章であらためて述べるべきであること。さらに、後段の実行には前段の条件を必須とすることを明確にすることで事故の反映もなされるものと考え、第2条は公衆安全原則と持続性原則の両方を謳う形を残すことといたしました。

なお、ご提案がきっかけとなり、第2条についてはご提案を超えた議論がなされた結果、最終的には「会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組む」となりましたことをご報告します。